

令和8年2月12日  
総務委員会提出資料

# 帯広市強靱化計画

(案)

令和8年 月

帯広市

# 目次

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに                         |    |
| 1   | 国土強靱化とは                      | 1  |
| 2   | 計画の策定趣旨                      | 1  |
| 3   | 計画の位置づけ                      | 2  |
| 4   | 計画の推進期間                      | 2  |
| 5   | 地域防災計画との関係                   | 3  |
| 第2章 | 帯広市強靱化計画の考え方                 |    |
| 1   | 帯広市強靱化計画の目標                  | 4  |
| 2   | 本計画の対象とするリスク                 | 4  |
| 第3章 | 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム        |    |
| 1   | 脆弱性評価                        |    |
| (1) | 脆弱性評価の考え方                    | 7  |
| (2) | リスクシナリオの設定                   | 7  |
| (3) | 評価の実施手順                      | 7  |
|     | 19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」  | 8  |
| 2   | 施策プログラム                      |    |
| (1) | 施策プログラムの考え方                  | 9  |
| (2) | 推進事業の設定                      | 9  |
|     | 帯広市強靱化のためのリスクシナリオ及び施策プログラム一覧 | 10 |
| 3   | 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム        |    |
| (1) | 人命の保護                        | 13 |
| (2) | 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保     | 20 |
| (3) | 行政機能の確保                      | 31 |
| (4) | 経済活動の機能維持                    | 34 |
| (5) | 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保  | 40 |
| (6) | 迅速な復旧・復興等                    | 49 |
| 第4章 | 計画の推進                        | 53 |

## 第1章 はじめに

### 1 国土強靱化とは

大災害の都度、長時間かけて復旧・復興を図るという事後対応の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対して備えるため、事前防災対策を行うことが重要です。

また、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていく必要があります。

このような考えのもと、いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図れること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築することです。

【出典：北海道強靱化計画（一部修文）】

### 2 計画の策定趣旨

国では、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。平成26年（2014年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に関する施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。さらに、基本法の施行後5年となる平成30年（2018年）12月及び施行後10年となる令和5年（2023年）7月に、基本計画の見直しが行われました。

北海道においては、平成27年（2015年）3月に国の基本計画に基づき「北海道強靱化計画」を策定し、策定から5年が経過した令和2年（2020年）3月及び10年が経過した令和7年（2025年）3月にそれぞれ計画の見直しを行っています。

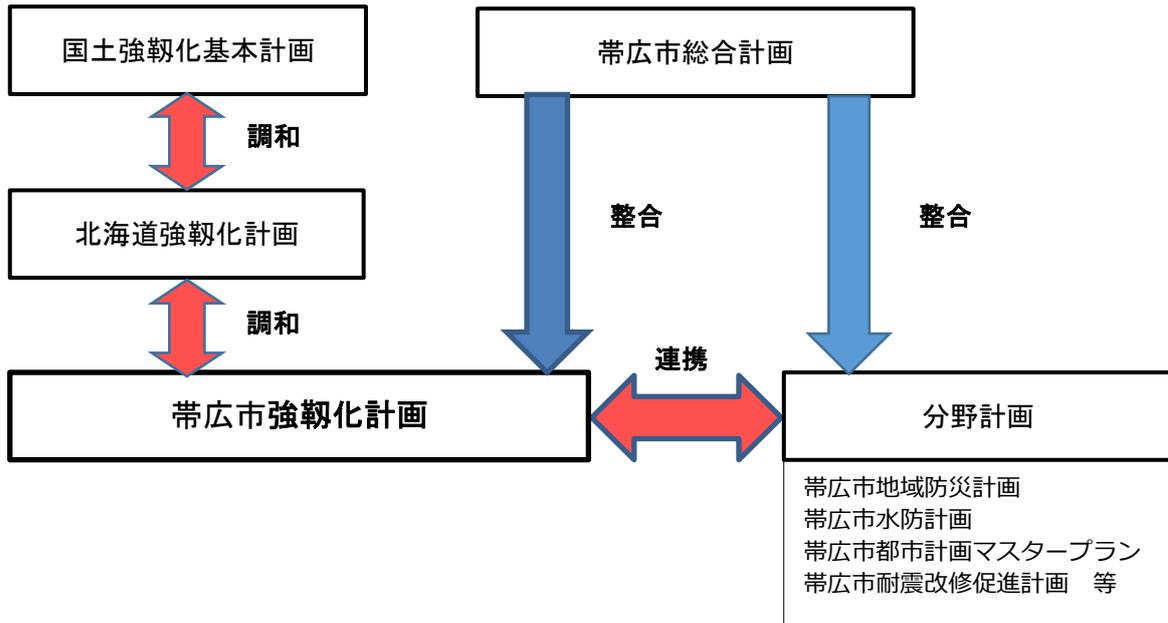
帯広市においても、本市の地域特性を踏まえつつ、人口減少・少子高齢化の急速な進行やインフラ等の老朽化など地域を取り巻く環境の変化に対応しながら、より効果的な防災・減災対策に取り組むことにより、被害を最小限に抑え、速やかに回復できる強靱な地域社会の実現につなげていくために、令和3（2021年）3月に「帯広市強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

この度、令和7年度（2025年度）で計画期間を終えることから、国や北海道の計画と調和を図り、改めて本市の災害リスクや地域特性等を踏まえ、必要な見直しを行うことで、甚大な被害を回避する災害に強いまちづくりの実現に向けて策定するものです。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、国の基本計画や北海道強靱化計画との調和を図りながら、防災・減災に関する分野計画として、帯広市総合計画に即して策定するものです。また、本市における国土強靱化に関連する様々な分野計画との連携を図り、国土強靱化の取り組みを推進します。

＜帯広市強靱化計画と他の計画との関係＞



### 4 計画の推進期間

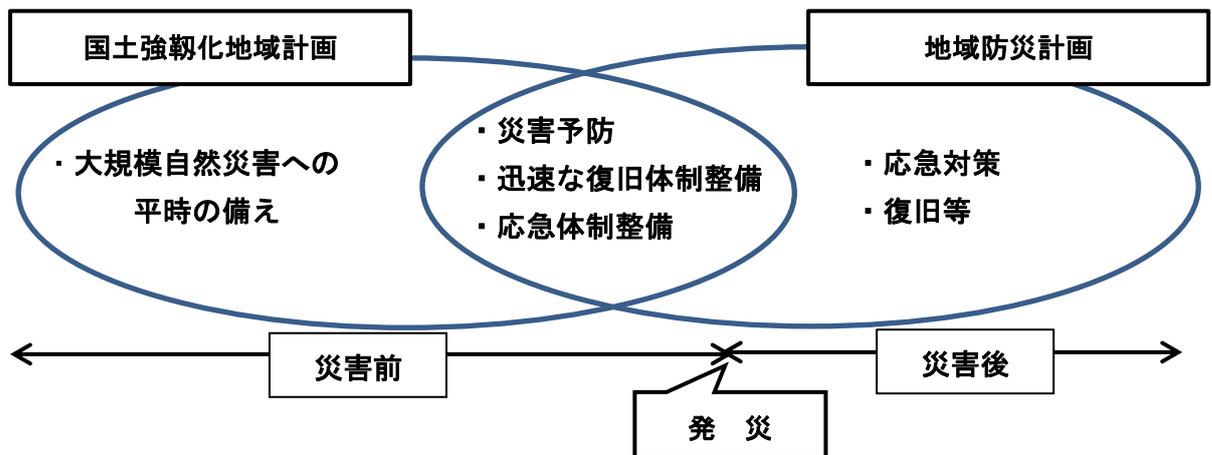
計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。また、計画期間内においても、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

## 5 地域防災計画との関係

本計画は、基本法に基づく「国土強靱化地域計画」であり、本市に発生しうる様々な災害のリスクを見据えて、最悪の事態を避けられるように、発災前の平時からの備えを中心に、ハード・ソフト両面の施策を総合的に取りまとめた計画です。

一方で、帯広市地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、地震や洪水などの災害の種類ごとに、発災前の災害予防や発災後の応急対策、復旧対策を中心とした計画です。

<国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係>



## 第2章 帯広市強靱化計画の考え方

### 1 帯広市強靱化計画の目標

国の基本計画に掲げる基本目標と、北海道強靱化計画に掲げる目標では、ともに「人命・財産」、「社会・経済機能」を守ることが掲げられています。

本計画においては、国・北海道の目標を踏まえつつ、国、北海道、事業者、市民などとの適切な役割分担と連携のもと、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の社会経済機能を守ることに加え、農業を主要産業とする本市の地域特性を活かし、国及び北海道全体の強靱化につなげていくことを目標に以下の3つの目標を設定します。

#### 帯広市強靱化計画の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と帯広市の社会経済機能を守る
- (2) 災害に強い地域社会・地域経済の実現と迅速な復旧・復興体制の確立を図る
- (3) 帯広市の地域特性を活かし、国・北海道全体の強靱化につなげる

#### 国の基本計画の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

#### 北海道強靱化計画の目標

- (1) 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- (2) 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- (3) 北海道の持続的成長を促進する

### 2 本計画の対象とするリスク

「北海道強靱化計画」が、広域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることや、近年、全国各地で40度を超える日（酷暑）や台風、線状降水帯による記録的な大雨等の異常気象が発生していることなどを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

大規模自然災害の範囲は、目標（1）に掲げる「大規模自然災害から市民の生命・財産並びに社会経済機能を守る」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、直接的な被害はなくとも、本市への影響が懸念される道外での大規模自然災害についてもリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、本市の災害想定と過去の被害状況、発生率など災害事象ごとに概略を次に記載します。

(1) 帯広市の災害想定（最大の被害として想定するもの）

①地震

十勝平野断層帯主部を震源とした最大震度7程度を想定

②洪水

国及び北海道が示した想定最大規模降雨により、全ての洪水予報河川及び水位周知河川の破堤、氾濫等の発生を想定

(2) 帯広市における主な自然災害リスク

大規模地震、豪雨・暴風雨、豪雪・暴風雪、土砂災害を想定

<参考>帯広市における大規模地震の発生予測

『令和8年(2026年)1月地震調査研究推進本部長期評価』

太平洋沖における海溝型地震

- ・根室沖における30年以内の発生確率 M7.8~8.5程度は、90%程度
- ・十勝沖における30年以内の発生確率 M8.0~8.6程度は、20%程度

内陸型地震

- ・十勝平野断層帯における30年以内の発生確率 M8.0程度は、0.1~0.2%

(3) 過去の被害状況 『帯広市地域防災計画』より抜粋

① 地震

- ・十勝沖地震（大正4年（1915年）） M7.0、十勝管内で死者2人
- ・十勝沖地震（昭和27年（1952年）） M8.2、十勝管内で死者5人
- ・十勝沖地震（平成15年（2003年）） M8.0、最大震度6弱（帯広市は震度5強）  
行方不明者2人
- ・北海道胆振東部地震（平成30年（2018年）） M6.7、最大震度7（帯広市は震度4）  
道内全域で最大3日間にわたり停電

② 豪雨／暴風雨

- ・昭和56年（1981年） 台風12号 降水量162mm、床上浸水11世帯、床下浸水70世帯  
（被害総額2,306,000千円）
- ・平成28年（2016年） 台風7号、11号、9号が北海道に上陸。10号の接近による大雨、帯広での3日間雨量は129.5mm。中島町で戸蔦別川が氾濫。木賊原樋門周辺で内水氾濫、バラト地区での地下水上昇による冠水。畑の冠水447ha。橋梁崩落2橋。十勝19市町村に災害救助法適用。激甚災害指定。

### ③ 豪雪／暴風雪

- ・ 昭和 45 年（1970 年）帯広測候所開設以来の日降雪量 102 cm を記録。農村部において牛乳搬出不能。建物にも被害。（被害総額 109,799 千円）
- ・ 昭和 50 年（1975 年）100 cm の降雪。送電線切断、家屋倒壊、ビニールハウス損傷等。（被害総額 680,000 千円）
- ・ 平成 3 年（1991 年）1 月の日降雪量としては最大の 92 cm を記録。交通機関麻痺。
- ・ 平成 30 年（2018 年）3 月の観測史上 6 位の 47 cm の降雪量。営農施設 11 件、営農機械 7 台に被害。交通網が機能停止し、市役所を一時休憩所として帰宅困難者を受け入れ。
- ・ 令和 7 年（2025 年）12 時間の降雪量は、帯広市街地で 120cm となり、国内の 12 時間の降雪量の記録を更新。学校の屋内練習場や農業用ビニールハウス倒壊などの物的被害 26 件、転倒などの人的被害 7 件、その他 1 件。また、高速道路 1 路線、国道 4 路線が通行止めとなり、JR や路線バスの運休、航空機の欠航など公共交通機関に支障が生じたほか、各地でスタックした車が相次いだ。

## （４）帯広市外（道外）における主な自然災害リスク

### ① 地震

『令和 8 年（2026 年）1 月地震調査研究推進本部長期評価』

- ・ 首都直下地震 30 年以内の発生確率 M7 程度は 70%程度
- ・ 南海トラフ地震 30 年以内の発生確率 M8～9 クラスは 60%～90%程度以上

## 第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

### 1 脆弱性評価

#### (1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を明らかにするために必要です。（基本法第9条第5号）

本計画では、国の基本計画や北海道強靱化計画を参考として「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）」を設定し、リスクシナリオを回避するために、現在取り組んでいる強靱化に関する施策で対応が十分かどうかを分析・評価しています。

#### (2) リスクシナリオの設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されているリスクシナリオをもとに、本市の地域特性を踏まえ、本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、国、北海道の計画との調和を図りながら、『6つのカテゴリー』と『19のリスクシナリオ』を設定しています。

#### (3) 評価の実施手順

前項のリスクシナリオごとに、関連事業等の推進状況や課題等を整理し、リスクシナリオの回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行っています。

## 【19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」】

| カテゴリー |                             | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）  |
|-------|-----------------------------|---|
| 1     | 人命の保護                       | 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生   |
|       |                             | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生  |
|       |                             | 1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                      |
|       |                             | 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生   |
| 2     | 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保    | 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞   |
|       |                             | 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生                                |
|       |                             | 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止                                |
|       |                             | 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生 |
| 3     | 行政機能の確保                     | 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下   |
| 4     | 経済活動の機能維持                   | 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞                                |
|       |                             | 4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響  |
|       |                             | 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響  |
|       |                             | 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下  |
| 5     | 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保 | 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶  |
|       |                             | 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止   |
|       |                             | 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止  |
|       |                             | 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生                               |
| 6     | 迅速な復旧・復興等                   | 6-1 災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ                                     |
|       |                             | 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下   |

## 2 施策プログラム

### (1) 施策プログラムの考え方

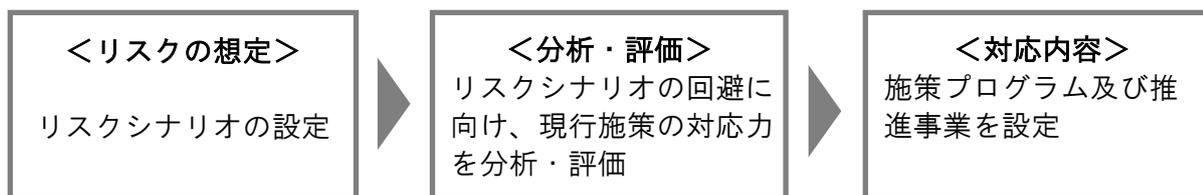
脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策として「帯広市強靱化のための施策プログラム」を設定しています。

また、施策プログラムは、施設の整備・耐震化等の「ハード対策」のほか、訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19のリスクシナリオごとに整理しています。

### (2) 推進事業の設定

施策プログラムを推進していくために、本市が主体となって実施する事業を推進事業として整理しています。推進事業については、帯広市総合計画に即して整合を図るため、帯広市総合計画の事務事業を設定しています。また、計画策定後の状況変化等に対応するため、必要に応じ推進事業の位置づけなどを適宜見直します。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



## 【帯広市強靱化のためのリスクシナリオ及び施策プログラム一覧】

| カテゴリー                           |                                 | 起きてはならない最悪の事態<br>(リスクシナリオ)  | 施策プログラム  |
|---------------------------------|---------------------------------|---|--|
| 1                               | 人命の保護                           | 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生   | 1-1-1 住宅、建築物等の耐震化等                                     |
|                                 |                                 |   | 1-1-2 地盤等の情報共有   |
|                                 |                                 | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生  | 1-2-1 警戒避難体制の整備等                                       |
|                                 |                                 |   | 1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
|                                 |                                 | 1-3-2 地下施設の防災対策   |  |
| 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生 | 1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化と除雪体制の確保 |   |  |
|                                 | 1-4-2 暴風雪時を想定した公園樹木・街路樹の適正管理    |   |  |
| 2                               | 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保        | 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞   | 2-1-1 合同訓練など関係行政機関の連携体制の整備                             |
|                                 |                                 |   | 2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充                                      |
|                                 |                                 |   | 2-1-3 救急活動に不可欠な情報基盤、資機材の整備                             |
|                                 |                                 | 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症の同時発生                                 | 2-2-1 災害時における福祉的支援                                     |
|                                 |                                 |   | 2-2-2 感染症対策  |
|                                 |                                 | 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止                                | 2-3-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備                               |
|                                 |                                 |   | 2-3-2 非常用物資の備蓄の促進                                      |
|                                 |                                 | 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生 | 2-4-1 厳冬期等を想定した避難所等の対策                                 |
|                                 |                                 |   | 2-4-2 避難場所等の指定・整備・普及啓発及び生活環境の改善、健康への配慮                 |
|                                 |                                 |   | 2-4-3 災害時の医療体制の強化と災害拠点病院等との連携                          |

| カテゴリー                              |                             | 起きてはならない最悪の事態<br>(リスクシナリオ)                   | 施策プログラム                        |
|------------------------------------|-----------------------------|--|--------------------------------|
| 3                                  | 行政機能の確保                     | 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下                        | 3-1-1 災害対策本部機能等の強化             |
|                                    |                             |  | 3-1-2 業務継続体制の整備                |
|                                    |                             |  | 3-1-3 道内外の自治体との応援・受援体制の整備      |
| 4                                  | 経済活動の機能維持                   | 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 | 4-1-1 企業立地等の促進及び事業継続体制の強化と金融支援 |
|                                    |                             | 4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響             | 4-2-1 空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充   |
|                                    |                             | 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響         | 4-3-1 食料生産基盤の整備・バックアップ機能の強化    |
|                                    |                             |  | 4-3-2 地場農畜産物の付加価値向上による供給力の強化   |
| 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 | 4-4-1 森林、農地・農業水利施設等の整備・保全管理 |  |                                |

| カテゴリー                    |                             | 起きてはならない最悪の事態<br>(リスクシナリオ)                    | 施策プログラム                            |
|--------------------------|-----------------------------|---|------------------------------------|
| 5                        | 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保 | 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶                | 5-1-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化     |
|                          |                             |   | 5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化               |
|                          |                             |   | 5-1-3 高齢者、障害者、外国人、観光客等の要配慮者対策      |
|                          |                             |   | 5-1-4 防災教育の推進                      |
|                          |                             | 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止                       | 5-2-1 再生可能エネルギーの導入推進と多様なエネルギー資源の活用 |
|                          |                             | 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                        | 5-3-1 上下水道施設等の防災機能の強化              |
|                          |                             | 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | 5-4-1 交通ネットワークの整備と流通機能の確保          |
|                          |                             |   | 5-4-2 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策          |
| 5-4-3 災害時における市民等の移動手段の確保 |                             |   |                                    |
| 6                        | 迅速な復旧・復興等                   | 6-1 災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ       | 6-1-1 災害廃棄物等の処理                    |
|                          |                             |   | 6-1-2 仮設住宅等の迅速な確保                  |
|                          |                             | 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下           | 6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携や担い手の確保      |
|                          |                             |   | 6-2-2 地域防災活動の推進と消防団の活動体制の強化        |

### 3 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

#### (1) 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

##### 1-1-1 住宅、建築物等の耐震化等

###### 【脆弱性評価】

- 公共施設の耐震化は完了し、住宅や多数の人が利用する特定建築物<sup>※</sup>の耐震化も進められているものの、第3期帯広市耐震改修促進計画では、令和7年度の目標値95%に対し住宅で93.5%、特定建築物で87.9%（いずれも令和6年度）と目標に達していないことから、住宅や特定建築物等の耐震化を促進する必要があります。また、住人や建物利用者のみならず、沿道を通行する歩行者などの道路利用者にも被害を及ぼすおそれがあることから、危険箇所を把握し、適切な対策を行う必要があります。
- 帯広市が所有する公共施設は、計画的な修繕や改修を進めています。しかし、建築後30年以上を経過した施設が全体の6割を占め、今後これらの施設の老朽化が進行することから、引き続き施設の安全性の確保に努める必要があります。

###### 関連計画

帯広市地域防災計画  
第3期帯広市耐震改修促進計画  
帯広市公共施設マネジメント計画  
帯広市教育基本計画（令和2年度～令和11年度）  
帯広市学校施設長寿命化計画  
帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画  
帯広市市営住宅等長寿命化計画  
帯広市公園施設長寿命化計画  
第2期おびひろこども未来プラン

###### 【施策プログラム】

- 住宅、建築物等の所有者に対し、耐震化の必要性や費用面に関するさらなる理解促進を図るため、関係団体と連携し、相談体制の充実や耐震化の支援を行います。
- 指定避難所となっている学校の通学路は、災害時には避難所への移動経路となることから、通学路における危険箇所の解消などを進めるとともに、引き続き、パトロールや地域による見守り活動を行います。
- 災害時に公共施設の老朽化による破損などにより、施設利用者に被害を及ぼすことがないように、老朽化対策のほか、公共施設の法定点検等の実施や維持保全に継続的に取り組みます。

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>推進事業</b>        | 公立保育所・私立保育所・認定こども園・児童保育センター整備事業<br>農村活性化促進事業<br>通学路安全確保事業<br>学校施設維持管理事業<br>義務教育施設整備事業<br>学校環境整備事業<br>とかちプラザ施設整備事業<br>図書館施設整備事業<br>文化施設整備事業<br>社会体育施設整備事業<br>建築物耐震化推進事業<br>既存公園整備事業<br>公営住宅整備事業<br>コミュニティ施設維持管理事業<br>公共施設マネジメント推進事業 |
| <b>指 標</b>         | <b>指標の説明</b>   |
| 建築物耐震化推進事業（住宅耐震化率） | 住宅耐震化促進の取組状況を測る指標として設定します。   |

※特定建築物：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号で定める建築物。学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等で、政令の定める規模以上のもの。

|   |              |
|---|--------------|
| <b>1-1-2 地盤等の情報共有</b>   |              |
| <b>【脆弱性評価】</b>  |              |
| ●国の調査で、谷や沢、傾斜地を一定規模以上盛土した大規模盛土造成地が1箇所抽出されたことから、安全性を確認する必要があります。   |              |
| <b>【施策プログラム】</b>  |              |
| ○地すべりによるがけ崩れや土砂の流出につながる可能性がある滑動崩落のおそれの有無を地盤調査及び安定計算等により調査し、大規模盛土造成地の安全性を確認したので、引き続き目視等により定期的に現状を調査・把握します。 |              |
| <b>推進事業</b>   | 民間土地区画整理指導事業 |

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### 1-2-1 警戒避難体制の整備等

#### 【脆弱性評価】

- 北海道では、土砂災害の恐れがある区域を土砂災害警戒区域等<sup>※</sup>として指定しており、市内では、8箇所指定されていることから、避難の実効性を高めるため、土砂災害警戒区域に関する情報の周知が必要です。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

#### 【施策プログラム】

- 北海道が指定する土砂災害警戒区域について、北海道と連携しながら、市民が適切に対応できるよう周知を図ります。

|      |            |
|------|------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業 |
|------|------------|

| 指 標                    | 指標の説明                         |
|------------------------|-------------------------------|
| 防災意識普及啓発事業（防災活動への参加者数） | 市民の防災意識の向上の取組状況を測る指標として設定します。 |

※土砂災害警戒区域等：土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域である「土砂災害警戒区域」と、土砂災害が発生した場合、建築物に損害が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域である「土砂災害特別警戒区域」を表す。

## 1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### 1-3-1 洪水・内水氾濫への対応と河川改修等の治水対策

#### 【脆弱性評価】

- 北海道による洪水浸水想定区域の指定避難対象河川の拡大によりハザードマップを見直し、令和5年3月に全世帯へ配布しています。災害時に適切な避難行動がとれるように、ハザードマップの内容を市民へ周知徹底するなど、継続的な意識啓発が必要です。
- 浸水想定区域内に位置する避難所については、洪水時の避難方法のさらなる検討が必要です。
- 台風や局所的豪雨の発生など内水氾濫による浸水リスクが高まっているため、地域性などを考慮した雨水管の計画的な整備が必要です。
- 国や北海道において、十勝川、札内川、帯広川等の河川改修や河道掘削などが進められていますが、近年の気候変動の影響を踏まえ、さらなる治水対策の促進が必要です。

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画<br>おびひろ上下水道ビジョン 2020-2029 |
|------|-------------------------------------|

#### 【施策プログラム】

- 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜ハザードマップの情報を更新しつつ、出前講座などを通じてハザードマップの市民周知を進めます。
- 洪水時の避難では、上層階への「垂直避難」や、安全な親戚、知人宅等への避難、遠方への避難など多様な避難方法について市民周知を行います。
- 内水氾濫による被害を最小限に抑えるために、浸水シミュレーション結果や近年の被害の状況等を踏まえ、効果的な雨水管整備を進めます。
- 社会資本整備計画に基づく治水事業について、帯広市を含め17市町村で構成する十勝川治水促進期成会などを通じて、国、北海道の関係機関に対し事業の推進を要望します。

|      |   |
|------|---|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業<br>河川管理事業<br>治水対策事業<br>浸水対策下水道事業<br>情報提供事業 |
|------|---|

| 指 標                       | 指標の説明  |
|---------------------------|--|
| 防災意識普及啓発事業（防災活動への参加者数）    | 市民の防災意識の向上の取組状況を測る指標として設定します。                |
| 情報提供事業（上下水道部ホームページのアクセス数） | 帯広市の上下水道事業における災害対策の取組も含めた理解の促進を測る指標として設定します。 |

### 1-3-2 地下施設の防災対策

#### 【脆弱性評価】

- 線状降水帯の発生等に伴う記録的な大雨により、地下施設の浸水被害が発生していることから、浸水被害が想定される地下施設においては、施設管理者が事前に浸水防止対策を行う必要があります。

|      |                      |
|------|----------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画<br>帯広市水防計画 |
|------|----------------------|

#### 【施策プログラム】

- 地下施設を有する施設管理者が、水害時に迅速かつ適切に避難や浸水防止等の対応を行えるよう、平時から防災に関する情報発信の強化に取り組みます。

|      |          |
|------|----------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業 |
|------|----------|

## 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

### 1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化と除雪体制の確保

#### 【脆弱性評価】

- 暴風雪時の通行規制に関する情報を各道路管理者などの関係機関と共有するとともに、緊急車両の通行確保のため、車の立ち往生等の原因となる吹きだまりの速やかな除去など適切に除雪作業を行う必要があります。
- 冬期間に災害が発生した場合でも迅速かつ円滑な緊急輸送等が行えるよう、一定程度の除雪体制を確保しています。除雪機械の老朽化やオペレーター不足が進んでいることから、効率的に除雪体制を確保していく必要があります。

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画<br>第二次帯広市総合除雪基本計画 |
|------|-----------------------------|

#### 【施策プログラム】

- 国、北海道、市の各道路管理者間の連携体制及びパトロールの強化により、暴風雪時の交通状況を共有し、市民への情報提供を図ります。
- 除雪体制を確保するため、除雪機械の更新や除雪業者の人材育成などにより、除雪作業の効率化や労働環境の改善、業者の確保等を図ります。

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 推進事業 | 市道除雪事業<br>道路維持車両整備事業<br>市道維持補修事業 |
|------|----------------------------------|

| 指標                    | 指標の説明                      |
|-----------------------|----------------------------|
| 市道除雪事業（除雪に関する問い合わせ件数） | 効果的な除雪の取組の効果を測る指標として設定します。 |

## 1-4-2 暴風雪時を想定した公園樹木・街路樹の適正管理

### 【脆弱性評価】

- 第2次帯広市みどりの基本計画等に基づき、樹木の適正管理に取り組んでいますが、巨木・老木化が進行しており、暴風雪等に伴う倒木などによる停電や通信障害のほか、道路交通障害のおそれがあることから、予防保全の取り組みなどを通し適正管理を進める必要があります。

|      |                |
|------|----------------|
| 関連計画 | 第2次帯広市みどりの基本計画 |
|------|----------------|

### 【施策プログラム】

- 倒木等によって道路交通の遮断や停電が発生し、救命救急活動等への支障や通信障害等の被害が生じないように、計画的に剪定や伐採を行うなど、予防保全による適切な管理を進め、公園・道路等における良好な環境を維持します。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 推進事業 | 河川管理事業<br>公園管理運営事業<br>街路樹維持管理事業 |
|------|---------------------------------|

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-1-1 合同訓練など関係行政機関の連携体制の整備

**【脆弱性評価】**

- 市内の関係機関等で構成する帯広市防災会議を開催し、地域防災計画の推進などを図っています。災害時には、関係機関との連携が重要であることから、平時から救助・救急、情報連絡体制を構築し、災害対応力を高める必要があります。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

**【施策プログラム】**

○帯広市防災会議の構成員である消防、警察、自衛隊などの関係機関との救助・救急、情報連絡体制を強化するとともに、帯広市が主催する地域防災訓練や冬季防災訓練などへの関係機関の参加を促進し、災害対応力の向上を図ります。

|      |            |
|------|------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業 |
|------|------------|

| 指 標                    | 指標の説明                         |
|------------------------|-------------------------------|
| 防災意識普及啓発事業（防災活動への参加者数） | 市民の防災意識の向上の取組状況を測る指標として設定します。 |

## 2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充

### 【脆弱性評価】

- 自衛隊は災害時に、被災者の救助・救急活動をはじめ、生活必需物資の輸送・供給、給水活動、道路啓開など、多岐にわたる活動を担い災害対応において極めて重要な役割を果たします。※  
自衛隊の人員不足は、こうした活動の停滞につながるおそれがあることから、自衛隊の体制維持・拡充に向けた取り組みが必要です。

### 【施策プログラム】

- 自衛隊の体制の維持・拡充に向け、隊員の募集協力や体制維持充実促進期成会による要望活動など、関係機関と連携した取り組みを推進します。

|      |      |
|------|------|
| 推進事業 | 防災事業 |
|------|------|

※大規模災害が発生した場合の自衛隊の災害派遣については、災害対策基本法に基づき、都道府県知事が要請を行うこととなっています。

### 2-1-3 救急活動に不可欠な情報基盤、資機材の整備

#### 【脆弱性評価】

- とちかち広域消防事務組合の高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線は、帯広市を含む十勝管内の各消防署への出動指令や出動隊への情報伝達を可能とするなど、災害時の活動に不可欠な情報通信基盤であることから、計画的な機器更新が必要です。
- 消防車両と災害用資機材の計画的な整備を図る必要があります。
- とちかち広域消防事務組合において、帯広市内の病院と多数傷病者対応訓練等を実施しています。関係機関とさらに連携し、救急体制等の維持・強化を図る必要があります。

#### 【施策プログラム】

- 災害時の救助・救急活動や消火活動が迅速に行われるよう、関係機関と連携した取り組みを進め、災害対応力の維持・強化を図ります。

|      |            |
|------|------------|
| 推進事業 | 広域消防管理運営事業 |
|------|------------|

## 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症の同時発生

### 2-2-1 災害時における福祉的支援

#### 【脆弱性評価】

- 災害時に自ら避難行動をとることや情報を得ることが難しい高齢者や障害のある人などへの支援を行うため、それぞれの特性・状況に応じた支援方法の検討、関係機関との連携強化を行う必要があります。
- 社会福祉施設等は、事業所ごとの非常災害対策計画の策定が運営基準で定められており、各施設において策定が進められています。避難訓練の実施や連携体制の整備等、より実効性のある取り組みを促していく必要があります。
- 民生委員・児童委員は、災害時要援護者の名簿掲載に係る協力など各地域において重要な役割を担っています。
- 災害時に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援がより円滑に行われるためには、平時から民生委員・児童委員や関係機関、近隣住民、福祉専門職等が相互に協力し合う体制を構築する必要があります。

|             |  |
|-------------|--|
| <b>関連計画</b> | おびひろ避難支援プラン<br>帯広市障害者共生まちづくりプラン<br>第四期帯広市地域福祉計画<br>第九期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画<br>帯広市地域防災計画 |
|-------------|--|

#### 【施策プログラム】

- 障害のある人や高齢者等を支えていくための体制の充実や緊急連絡体制などの構築のほか、介護保険施設等における設備等の整備支援や福祉避難所の受け入れ態勢の充実、福祉用具などの供給体制の検討を進めます。
- 社会福祉施設等において、非常災害対策計画に沿った取り組みが行われるよう、各事業所に対して運営指導の実施や各事業所との連携を進めます。
- 民生委員・児童委員等と連携しながら、避難行動要支援者の安否確認等の体制構築、地域相互支援の取り組みを進めます。

**推進事業**

地域福祉推進事業  
高齢者在宅生活支援事業  
地域介護・福祉空間整備事業  
障害者コミュニケーション支援事業  
障害者日常生活支援事業  
障害者補装具給付事業  
介護保険給付事業  
要支援者避難支援体制整備事業

| 指 標                                 | 指標の説明                              |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| 障害者コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣件数）         | 障害のある人の日常生活支援への取組状況を測る指標として設定します。  |
| 要支援者避難支援体制整備事業（避難行動要支援者の個別計画策定完了件数） | 避難行動要支援者の避難体制構築の取組状況を測る指標として設定します。 |

## 2-2-2 感染症対策

### 【脆弱性評価】

- 避難所における感染症予防や感染症拡大防止のため、避難所運営マニュアルで感染症対策を整理し、避難所で必要となるマスクや消毒液、防護服セットなどの備蓄品を整備しています。
- 避難所における感染予防や感染拡大防止のため、避難の事前準備などの市民周知が必要です。
- 避難所では、感染症の集団発生や既往疾患の管理が不十分になるなど健康被害の危険性が高まることから、平時から予防接種などの感染症予防を行う必要があります。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画<br>第四期帯広市地域福祉計画 |
|------|---------------------------|

### 【施策プログラム】

- 感染症対策を整理した避難所運営マニュアルを踏まえ、訓練などを通じて検証していくとともに、避難所内での衛生管理や健康管理を徹底します。また、感染症の発生など新たな対策が必要となる場合には、マニュアルの速やかな見直しや必要な備蓄品の整備を行います。
- 避難所での感染症対策として、避難時の持ち出し品の中にマスクや消毒液などの感染症対策物品も準備するよう、平時から市民に周知します。
- 定期的な予防接種の実施や感染症予防の周知啓発の強化、避難時の健康管理に関する周知を行うなど、避難時のリスク低減につながる取り組みを促進します。

|      |                     |
|------|---------------------|
| 推進事業 | 感染症予防事業<br>地域防災推進事業 |
|------|---------------------|

| 指 標                          | 指標の説明                      |
|------------------------------|----------------------------|
| 感染症予防事業（麻しん・風しん混合ワクチン接種の接種率） | 感染症予防推進の取組状況を測る指標として設定します。 |

## 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### 2-3-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

#### 【脆弱性評価】

- 災害時の応急対応を迅速かつ円滑に行うため、物資供給をはじめとした各種防災協定（令和7年3月末現在の協定数81件、うち食料物資供給に係る協定数18件）を締結しています。災害が頻発、激甚化する中、状況の変化に対応した協定の締結が必要です。
- 災害時の避難所等への石油燃料等の安定確保に向け、帯広地方石油業協同組合と「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結して訓練を実施しています。災害時に迅速な対応ができるよう、継続的に訓練を行う必要があります。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

#### 【施策プログラム】

- 災害時の応急対応等に必要な防災協定の締結を進めていくほか、防災協定の実効性を確保するため、平時からの協力体制の構築を図るとともに、必要に応じて協定内容の見直しや拡充を図ります。
- 避難所等に石油燃料等を確実に供給するため、関係機関との協力体制の強化を進め、石油燃料等の安定的な確保を図ります。

|      |      |
|------|------|
| 推進事業 | 防災事業 |
|------|------|

## 2-3-2 非常用物資の備蓄の促進

### 【脆弱性評価】

- 災害時に対応するため「自助」「共助」「公助」の役割分担のもと、市民や企業などに、食料、飲料水などの生活必需品の備蓄を啓発するとともに、備蓄基準に基づき備蓄資機材を計画的に整備する必要があります。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

### 【施策プログラム】

- 道路等の寸断による物資供給の停止を想定し、市民に対し最低3日、可能であれば1週間分食料や飲料水等の家庭内備蓄を促すとともに、備蓄基準に基づき市による非常用物資の計画的な備蓄を進めます。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業<br>地域防災推進事業 |
|------|------------------------|

| 指 標                    | 指標の説明                           |
|------------------------|---------------------------------|
| 防災意識普及啓発事業（防災活動への参加者数） | 市民の防災意識の向上の取組状況を測る指標として設定しています。 |

## 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

### 2-4-1 厳冬期等を想定した避難所等の対策

#### 【脆弱性評価】

- 避難所の防寒対策として、毛布やジェットヒーターなどの備蓄や指定避難場所の既存暖房機を運転可能とする非常用発電機の設置のほか、気候変動による酷暑を踏まえた防暑対策としては、送風機などを整備しています。感染症や停電への対応などを踏まえた避難所の防寒・防暑対策をさらに推進する必要があります。
- 暴風雪や災害等により公共交通機関の運行停止や道路の通行が困難となった場合の帰宅困難者対策を検討する必要があります。

#### 関連計画

帯広市地域防災計画

#### 【施策プログラム】

- 厳冬期や厳暑期の災害を想定し、避難所等に電力と燃料を供給できる体制を整備するとともに、防災協定等を活用しながら必要な防寒・防暑資機材の確保を図るなど、計画的に備蓄品の整備を進めます。
- 災害等の帰宅困難者について、屋内での避難ができるよう一時的な受け入れ態勢の整備を進めます。

#### 推進事業

地域防災推進事業

## 2-4-2 避難場所等の指定・整備・普及啓発及び生活環境の改善、健康への配慮

### 【脆弱性評価】

- 自然災害や停電等に対応するため、避難所（指定避難所 51 箇所、代替避難所 57 箇所）の運営見直しや資機材、人員等の体制整備等を進めています。災害が頻発、激甚化していることや、感染症や猛暑による熱中症等に対応していくため、避難所の体制整備が必要です。また、市民が適切な避難行動がとれるよう、避難方法や避難所の開設情報等を分かりやすく周知する必要があります。
- 避難所の運営は避難者の協力が必要であることから、平時から地域との連携を深めるとともに、高齢者・障害のある人・妊産婦などの要配慮者は、一般の避難所では生活が困難になることも想定されるため、福祉避難所の確保に努める必要があります。
- 水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策など、衛生対策を促進し避難所の生活環境を改善する必要があります。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

### 【施策プログラム】

- 災害の頻発、激甚化や感染症、猛暑による熱中症等に対応するため、必要に応じて備蓄基準や避難所運営マニュアル等を見直し、備蓄品・資機材等の整備を推進します。避難先は、避難所のほか、親戚・知人宅、宿泊施設などがあり、状況に応じて複数の避難先を選択できるよう啓発に努めます。
- 市民が適切な避難行動がとれるよう、避難方法等に関して周知を図るとともに、災害時には様々な情報手段を通じて、リアルタイムに情報を発信します。
- 避難所開設・運営体制を強化するため、地域防災訓練等などの訓練を継続的に実施するほか、福祉避難所の確保を図るため、社会福祉団体等との防災協定の締結を進めます。
- 携帯トイレの活用や消毒液の確保・散布など衛生環境や生活環境の維持・改善を進めます。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業<br>地域防災推進事業 |
|------|------------------------|

| 指 標                    | 指標の説明                         |
|------------------------|-------------------------------|
| 防災意識普及啓発事業（防災活動への参加者数） | 市民の防災意識の向上の取組状況を測る指標として設定します。 |

### 2-4-3 災害時の医療体制の強化と災害拠点病院等との連携

#### 【脆弱性評価】

- 災害拠点病院が中心となり、訓練の実施などにより関係機関の連携を図っています。災害時により迅速な医療救護活動を行うため、医療体制の強化が必要です。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

#### 【施策プログラム】

- 災害発生時の課題整理や連絡体制の検討、机上訓練、DMAT（災害派遣医療チーム）実働訓練等を災害拠点病院などと実施するとともに、各関係機関との情報共有や連携強化に取り組み、災害時の医療体制の強化を図ります。

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 推進事業 | 救急医療対策事業<br>地域医療体制整備支援事業 |
|------|--------------------------|

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

##### 3-1-1 災害対策本部機能等の強化

###### 【脆弱性評価】

- 災害時に中枢機能を担う災害対策本部がその機能を十分に発揮できるよう、災害対策本部機能や、避難所運営などの体制を強化する必要があります。
- 災害対策本部となる市役所本庁舎が浸水想定区域に立地していることから、平成 30 年に止水板を設置して浸水対策を講じています。また、施設の老朽化も進んでいることから、機械設備類の更新などを通じ、施設機能の確保を図る必要があります。

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| <b>関連計画</b> | 帯広市地域防災計画<br>帯広市災害時業務継続計画 |
|-------------|---------------------------|

###### 【施策プログラム】

- 災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図るとともに、避難所運営マニュアルに基づく担当職員の訓練や職員の動員体制を検証し、避難所運営の体制を強化します。
- 災害時に市役所本庁舎が行政機能を維持し、防災拠点としての役割を果たすため、機械設備類の効果的な更新手法や浸水対策の検討を進めます。

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| <b>推進事業</b> | 地域防災推進事業<br>市役所庁舎管理事業 |
|-------------|-----------------------|

### 3-1-2 業務継続体制の整備

#### 【脆弱性評価】

- 災害時の業務継続体制を確保するため、平成 29 年に帯広市災害時業務継続計画を策定し、災害時に継続すべき業務を定めています。令和 3 年には、帯広市災害対策本部条例施行規則の改正に伴い対象組織が変更になったため業務継続計画の災害時・平時の所掌業務、班編成などを見直し改訂しました。今後も、社会情勢の変化等を踏まえて計画の実効性を高め、業務継続体制の構築に取り組む必要があります。
- 帯広市 ICT 業務継続計画において、災害時にデータ復旧を優先すべき業務を定め、バックアップ体制や手順の明確化、初動対応の設定など不測の事態に備えた体制を整えています。しかしながら、停電時には市役所本庁舎の電力は地下の非常用発電機から供給されるため、停電時においても業務を継続できる体制を構築する必要があります。
- 市役所本庁舎が被災した場合においても、住民情報や行政情報が失われることがないように、データを市役所と民間のデータセンターで保管しており、災害時に業務が継続できるよう、適正に管理する必要があります。

|             |   |
|-------------|---|
| <b>関連計画</b> | 帯広市地域防災計画<br>帯広市災害時業務継続計画<br>帯広市 ICT 業務継続計画 |
|-------------|---|

#### 【施策プログラム】

- 帯広市災害時業務継続計画に基づき、行動手順の確認や訓練等を行い、その検証に基づいて計画を見直しながら、業務継続体制の構築を図ります。
- 帯広市 ICT 業務継続計画に基づいて、優先する業務やシステムを整理するとともに、本庁舎の停電時の電源対策などによりバックアップ体制を維持し、システムを活用した業務の継続性を確保します。
- 民間のデータセンターを活用したデータの保管と定期的なバックアップにより、災害時においても行政機能を低下させることなく業務を継続できる体制を確保します。

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| <b>推進事業</b> | 地域防災推進事業<br>ICT 利活用推進事業<br>行政情報基盤運営事業 |
|-------------|---------------------------------------|

### 3-1-3 道内外の自治体との応援・受援体制の整備

#### 【脆弱性評価】

- 帯広市が中心市となり、十勝管内全 18 町村と協定を締結している十勝定住自立圏構想において、災害時の職員の相互派遣体制の充実などに取り組んでおり、災害が頻発、激甚化する中で、市町村間の更なる連携強化が必要です。
- 災害時には職員が不足することが想定されることから、北海道及び道内市町村相互の応援協定の締結など、平時からの応援・受援体制を整備しています。

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画<br>第4期十勝定住自立圏共生ビジョン |
|------|-------------------------------|

#### 【施策プログラム】

- 市町村単独で対応することが困難な災害が発生した場合は、北海道と協議しつつ自治体相互の応援協定や十勝定住自立圏協定に基づき、備蓄品や避難施設の提供などの相互応援を行います。
- 災害時の北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保し、被災時の応援・受援体制の整備に向けた取り組みを進めます。

|      |      |
|------|------|
| 推進事業 | 防災事業 |
|------|------|

(4) 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

4-1-1 企業立地等の促進及び事業継続体制の強化と金融支援

**【脆弱性評価】**

- 今後、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模な災害が首都圏等において発生するおそれがあることから、サプライチェーンの複線化に資するよう、本市への工場等の立地や設備投資を促していく必要があります。
- 災害時には流通機能が停止することも想定されることから、事業者において事業継続計画(BCP)を策定する必要があります。
- 被災企業等の事業継続が困難になった際、各種支援制度の紹介や関係機関への取次を迅速に行うとともに、経営の安定を図るため資金繰りの支援等が必要です。

|             |                |
|-------------|----------------|
| <b>関連計画</b> | 第2期帯広市産業振興ビジョン |
|-------------|----------------|

**【施策プログラム】**

- 首都圏等の企業に対し、災害に備えた経済活動のリスク分散を目的として、本市への工場等の誘致を進めます。
- 災害による部品納入先の製造工程の停止や、物流事業者による集配の遅延などの発生が懸念されることから、関係機関と連携し、市内事業所における事業継続計画(BCP)の策定を促進します。
- 災害時には関係機関との連携を強化して各種支援制度の情報収集に努め、円滑に資金繰りができるよう金融機関と連携を図ります。

|             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| <b>推進事業</b> | 経営相談事業<br>制度融資事業(商業労働課)<br>企業立地促進事業 |
|-------------|-------------------------------------|

| 指 標              | 指標の説明                                  |
|------------------|--|
| 経営相談事業(経営相談件数)   | 中小企業等の経営改善に向けた支援の取組状況を測る指標として設定します。    |
| 制度融資事業(制度融資実行割合) | 中小企業等の経営基盤の強化に向けた支援の取組状況を測る指標として設定します。 |
| 企業立地促進事業(立地企業件数) | 企業立地促進の取組の効果を測る指標として設定します。             |

## 4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

### 4-2-1 空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充

#### 【脆弱性評価】

- 災害時においても、人の移動や緊急物資などの輸送拠点としての機能を確保するため、平時から空港運営者とともに、滑走路等の老朽化対策や空港機能の強化、航空ネットワークの維持・拡充を図る必要があります。

|             |  |
|-------------|--|
| <b>関連計画</b> | 帯広市地域防災計画<br>帯広空港業務継続計画（A2-BCP）<br>帯広空港維持管理・更新計画 |
|-------------|--|

#### 【施策プログラム】

- 災害時において、航空ネットワークとしての機能を確保するため、滑走路端安全区域整備工事を実施するほか、空港運営者や関係機関との連携のもと、空港の適切な管理運営と航空ネットワークの維持・拡充に取り組みます。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| <b>推進事業</b> | 空港整備事業<br>空港管理運営事業 |
|-------------|--------------------|

## 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

### 4-3-1 食料生産基盤の整備・バックアップ機能の強化

#### 【脆弱性評価】

- 長年にわたり土地改良や基盤整備に取り組んでおり、今後も基盤整備や経営安定対策、担い手の確保、新たな技術の活用などを通し、近年の気候変動にも対応した安定的な生産体制を維持するとともに、災害発生時を含め、将来にわたって食料の安定供給を図る取り組みが必要です。
- 食料の安定供給に向け、食料産業事業者や物流事業者等と連携し、災害に強く効率的なフードサプライチェーンの構築が必要です。

|      |              |
|------|--------------|
| 関連計画 | 帯広市農業・農村基本計画 |
|------|--------------|

#### 【施策プログラム】

- 畑地かんがい施設の整備（国営・道営）や土層改良、区画整理、明渠、暗渠排水の整備（道営）などの農業基盤の整備のほか、担い手の育成・確保、先進技術の導入促進などにより農業経営の安定・強化を図り、災害時においても安定した食料の供給体制を確保します。
- 既存の交通インフラを活用した農畜産物の物流ネットワークを形成し、災害時における食料の供給の確保を図ります。

|      |   |
|------|---|
| 推進事業 | 制度融資事業（農政課）<br>農業経営体育成・強化事業<br>クリーン農業推進事業<br>営農技術向上対策事業<br>有害鳥獣駆除事業<br>家畜衛生対策事業<br>生乳生産安定対策事業<br>畜産振興事業<br>農業生産体制強化事業<br>農業経営基盤強化資金利子補給事業<br>国営土地改良事業<br>道営水利施設等保全高度化事業<br>農畜産物安全安心推進事業 |
|------|---|

| 指 標                      | 指標の説明   |
|--------------------------|---|
| 制度融資事業（制度資金利用件数）         | 農業経営の高度化・安定化に向けた支援の取組状況を測る指標として設定します。             |
| 農業経営体育成・強化事業（各種研修への参加者数） | 優れた農業経営の担い手育成の取組状況を測る指標として設定します。                  |
| クリーン農業推進事業（環境保全型農業実践者数）  | 食品安全や環境保全などの持続可能性を確保する生産工程管理普及の取組状況を測る指標として設定します。 |
| 営農技術向上対策事業（営農技術試験研究数）    | 生産性向上に向けた新たな技術や作物導入などの取組状況を測る指標として設定します。          |
| 有害鳥獣駆除事業（鳥獣害による農業被害額）    | 有害鳥獣の駆除などの取組の効果を測る指標として設定します。                     |

#### 4-3-2 地場農畜産物の付加価値向上による供給力の強化

##### 【脆弱性評価】

- 災害時においても食料の安定供給を行うためには、平時から市場ニーズを見据えた農畜産物の生産や付加価値向上、販路拡大などの農業関連産業基盤の強化に取り組み、供給力の強化を図っていく必要があります。

|      |  |
|------|--|
| 関連計画 | フードバレーとかち推進プラン・戦略プラン<br>第4期十勝定住自立圏共生ビジョン<br>帯広市農業・農村基本計画 |
|------|--|

##### 【施策プログラム】

- 付加価値の高い生産体制を維持し、平時の供給力強化につなげていくため、関係機関との連携のもと、農畜産物などの地域資源を活用した農商工・産学官連携事業を推進し、地域ブランド（十勝ブランド）の確立にむけてPR事業などに取り組むとともに、農畜産物の付加価値向上によるブランド力の向上や販路拡大などを促進します。

|      |  |
|------|--|
| 推進事業 | フードバレーとかち食・農活性化事業<br>黒毛和牛生産振興事業<br>フードバレーとかち推進事業 |
|------|--|

## 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

### 4-4-1 森林、農地・農業水利施設等の整備・保全管理

#### 【脆弱性評価】

- 大雨や地震などの災害時における土砂流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、私有林の整備への支援、森林整備に従事する人材の育成・確保、林道・作業道の整備及び復旧、市有林・林道の維持管理などに取り組んでいます。造林から主伐までには数十年を要することから、継続的かつ計画的に事業を進める必要があります。
- 農業水利施設等は、これまでおよそ半世紀にわたり整備し、生産性の向上に寄与しています。しかしながら、災害発生による農地への被害が懸念されることや老朽化が進んでいる施設もあることから、気候変動にも対応した適切な維持・管理が必要です。

|             |  |
|-------------|--|
| <b>関連計画</b> | 帯広市農業・農村基本計画<br>帯広市森林整備計画<br>帯広市森林施業計画 |
|-------------|--|

#### 【施策プログラム】

- 災害時における土砂流出や表層崩壊などを防止するため、平時から木材の生産や地球環境の保全などの多面的機能を有する森林の適正な管理・保全に取り組みます。
- 災害発生による農地への被害を最小限に抑えるため、平時から明渠や畑地かんがい施設等、地域資源の適切な保全管理に取り組むとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動（水路の泥上げ、草刈、農道の補修など）への支援を継続します。

|             |   |
|-------------|---|
| <b>推進事業</b> | 多面的機能支払推進事業<br>農業基盤施設維持補修事業<br>道営水利施設等保全高度化事業<br>森林整備促進事業<br>林業振興事業<br>林道等整備事業<br>市有林造成事業<br>市有林収穫事業<br>市有林・林道等管理事業 |
|-------------|---|

| 指 標   | 指標の説明   |
|---|---|
| 多面的機能支払推進事業（農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に取り組む農事組合数） | 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた支援の取組状況を測る指標として設定します。 |
| 森林整備促進事業（森林経営計画作成面積割合）                      | 森林の適正管理の取組状況を測る指標として設定します。                    |

(5) 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

5-1-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化

**【脆弱性評価】**

- 地域防災無線（基地局1台、中継基地局1台、陸上移動局120台）や衛星携帯電話等で災害時の情報連絡体制を確保していますが、システムや技術の高度化等への対応も含め、日常の点検などを通し通信機材を適切に管理・更新していく必要があります。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、防災情報共有システム等を活用しながら、関係機関等との連絡体制を構築しています。より迅速かつ的確な災害時の情報収集・伝達を行うため、操作方法の習熟のほか、通信障害が発生した場合にも対応ができるよう連絡体制の強化が必要です。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

**【施策プログラム】**

- 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を確保するため、地域防災無線や衛星携帯電話等の計画的な更新や定期点検などにより、適正な管理を進めます。
- 災害時に各種システムを適切に活用できるよう、各種システムの訓練を重ねて操作に習熟するとともに、通信環境の確保を目的とする通信事業者等との協定などにより、関係機関等との連絡体制の確保を図ります。

|      |          |
|------|----------|
| 推進事業 | 地域防災推進事業 |
|------|----------|

## 5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化

### 【脆弱性評価】

- 住民等への災害情報の伝達は、市ホームページや SNS、緊急情報一斉伝達システムのほか、広報車、緊急速報メール、報道機関を通じた情報発信などの様々な手段を用いて行っています。災害時には、避難指示等の発令などの重要な情報が住民等に確実に伝わり迅速かつ安全に避難行動がとれるよう、災害情報伝達手段を多様化し、確実な情報提供を行う必要があります。

### 【施策プログラム】

- 携帯電話等の通信機器を持たない情報弱者なども含め、災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、希望者には「戸別受信機」を無償で貸与するなど、多様な手段を活用し、情報伝達体制の整備を進めます。
- 緊急性の高い気象情報や避難情報などを配信する緊急情報一斉伝達システムへの登録を促進します。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| <b>推進事業</b> | 地域防災推進事業<br>広報活動事業 |
|-------------|--------------------|

| 指 標              | 指標の説明                         |
|------------------|-------------------------------|
| 広報活動事業（情報発信の満足度） | 市民と市の情報共有の取組の効果を測る指標として設定します。 |

### 5-1-3 高齢者、障害者、外国人、観光客等の要配慮者対策

#### 【脆弱性評価】

- 浸水想定区域内の要支援者利用施設のうち、78.2%に当たる 295 施設（令和 7 年 3 月末）が避難確保計画を策定しています。浸水想定区域の見直しに伴い、対象施設が増加することから、計画策定を促進する必要があります。
- おびひろ避難支援プランに基づく、高齢者や障害のある方等の避難行動要支援者 3,312 人に対し、避難を支援する個別計画が作成されている人が 247 人、進捗率 7.46%（令和 7 年 4 月 1 日）と計画作成が進んでいないことから、計画作成数の増加に向けた取り組みを強化する必要があります。
- 災害時における外国人や観光客の安全確保や帰宅困難時の対応のため、避難行動等を支援する分かりやすい防災情報の伝達体制の強化を図る必要があります。

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 関連計画 | おびひろ避難支援プラン<br>帯広市地域防災計画 |
|------|--------------------------|

#### 【施策プログラム】

- 浸水想定区域内にある要支援者利用施設の避難確保計画は、講習会の開催などを通じて策定を促進します。
- 各事業所などと協力しながら、避難行動要支援者の個別計画作成の促進を図ります。
- 災害時に観光客や外国人が適切な避難行動をとれるよう、SNS 等を通じた防災情報の発信のほか、多言語での情報発信を行います。

|      |                |
|------|----------------|
| 推進事業 | 要支援者避難支援体制整備事業 |
|------|----------------|

| 指 標                                 | 指標の説明                              |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| 要支援者避難支援体制整備事業（避難行動要支援者の個別計画策定完了件数） | 避難行動要支援者の避難体制構築の取組状況を測る指標として設定します。 |

#### 5-1-4 防災教育の推進

##### 【脆弱性評価】

- 市民の防災意識の醸成を図るため、防災出前講座・親子防災講座・講師派遣講座を年間約 101 件（令和2年度～令和6年度の5年間の年平均値）開催し、市民約 5,565 人（同期間の年累計平均値）が受講しています。災害時における自助・共助の重要性の認識をより高めるため、市民の防災意識の向上に取り組む必要があります。
- 地域防災訓練や冬季防災訓練を毎年開催しています。より多くの市民が訓練に参加するとともに、効果的な訓練を行うことにより、市民の災害対応力を高める必要があります。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

##### 【施策プログラム】

○自主防災組織や町内会、児童生徒などを対象とした防災出前講座のほか、イベント出展等様々な機会を通じて防災教育の取り組みを進めるとともに、近年の災害対応や避難行動の変化に対応した「感染症対策」や「在宅避難」などの講座の実施や、訓練内容の拡充により防災教育を推進します。

|      |            |
|------|------------|
| 推進事業 | 防災意識普及啓発事業 |
|------|------------|

| 指 標                    | 指標の説明                         |
|------------------------|-------------------------------|
| 防災意識普及啓発事業（防災活動への参加者数） | 市民の防災意識の向上の取組状況を測る指標として設定します。 |

## 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

### 5-2-1 再生可能エネルギーの導入推進と多様なエネルギー資源の活用

#### 【脆弱性評価】

- エネルギー供給が停止した場合などの災害対策につながる再生可能エネルギー導入促進に向け、補助金などによる支援を行っていますが、一般家庭における太陽光発電システムの普及率が令和6年度末で約4%となっています。太陽光発電システム等の導入は地球温暖化対策にも寄与することから、今後も再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。
- 災害時に電力や燃料の供給を維持するために、バイオガスプラント等の再生可能エネルギー発電設備の整備や、バイオディーゼル燃料（B5）の安定供給の継続などを図る必要があります。
- バイオディーゼル燃料については、原料となる廃食用油をスーパーなど市内19箇所の拠点で回収しており、令和6年度の実績は64,693ℓと目標の約8割となっています。今後も化石燃料の使用量削減による地球温暖化防止とともに、災害に備えエネルギーの多様化を図る必要があります。

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 関連計画 | 第三期帯広市環境基本計画<br>帯広市ゼロカーボン推進計画 |
|------|-------------------------------|

#### 【施策プログラム】

- CO<sub>2</sub>排出削減に貢献できるとともに、自ら電気や熱を作り利用できる再生可能エネルギーは、災害時にエネルギー供給が停止した場合でも活用できることから、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギーの分散化を図ります。
- 災害時には化石燃料だけに頼らない多様なエネルギー資源の活用が必要なことから、廃食用油回収事業の推進やバイオディーゼル燃料の環境特性の啓発を通じて、認知度の向上・利用先の確保を図るとともに、バイオガスプラントの整備支援やバイオガス発電事業者と連携を図ります。

|      |  |
|------|--|
| 推進事業 | 制度融資事業（農政課）<br>再生可能エネルギー導入促進事業<br>省エネルギー活動推進事業 |
|------|--|

| 指標                        | 指標の説明                         |
|---------------------------|-------------------------------|
| 省エネルギー活動推進事業（家庭用廃食用油の回収量） | エネルギーの有効活用の取組状況を測る指標として設定します。 |

## 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

### 5-3-1 上下水道施設等の防災機能の強化

#### 【脆弱性評価】

- 異常気象や大規模地震などが発生した場合においても、給水・下水道機能を確保するため、施設の耐震化をはじめ、老朽施設の更新や非常時に備えた応急給水体制の確保などが必要です。
- 耐用年数（50年）を経過する下水道管渠の増加に伴い、全国的に道路陥没の発生や管渠の閉塞が増加傾向にあることから、老朽化施設への対応が必要です。
- 公共下水道事業計画区域等の区域外において、個別排水処理施設の整備を進めています。災害時における生活排水等の公共用水域への流出防止に努める必要があります。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 関連計画 | おびひろ上下水道ビジョン 2020—2029 |
|------|------------------------|

#### 【施策プログラム】

- 災害時においても安定した給水・下水道機能を確保するため、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の重点的な耐震化や老朽施設等の計画的な更新を進めます。
- 大規模災害等で水道・下水道施設が被害を受けた場合でも、迅速に対応できるよう、緊急貯水槽や応急コンテナの維持管理のほか、備蓄資機材の確保や関係団体等との連携を進めます。
- 災害時における生活排水等の公共用水域への流出防止のため、公共下水道事業計画区域等の区域外において、合併処理浄化槽を計画的に整備します。

|      |  |
|------|--|
| 推進事業 | 配水管整備事業<br>浄水場等耐震化事業<br>災害時体制強化事業<br>管渠長寿命化更新事業<br>汚水処理施設統合事業<br>農村下水道施設整備事業<br>下水道管渠耐震化事業 |
|------|--|

## 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### 5-4-1 交通ネットワークの整備と流通機能の確保

#### 【脆弱性評価】

- 「第2次帯広市都市計画マスタープラン」等の関連計画に基づき、都市計画道路等の整備を進めています。災害時においても緊急輸送道路等の道路ネットワークを確保し、一部が寸断した際にも交通機能を維持して緊急輸送等が行えるよう道路ネットワークの多重性・代替性を確保する必要があります。
- 北海道内の高規格幹線道路では、途中で未整備となっているミッシングリンクや暫定2車線区間が存在しており、災害が発生した際には道路ネットワークが有効に機能しないおそれがあります。災害発生時における広域交通の分断を回避し、人、物資の輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路や幹線道路などの道路ネットワークの形成促進、機能強化を図る必要があります。

|             |  |
|-------------|--|
| <b>関連計画</b> | 帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）<br>第2次帯広市都市計画マスタープラン<br>帯広圏都市交通マスタープラン（北海道）<br>ほっかいどう道路整備プログラム（北海道）<br>新広域道路交通ビジョン・交通計画（北海道）<br>北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道） |
|-------------|--|

#### 【施策プログラム】

- 災害時においても道路ネットワークを確保するため、北海道が定める「ほっかいどう道路整備プログラム」等により、都市計画道路の整備を進めます。
- 北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の整備及び追加IC設置、北海道横断自動車道の4車線化事業の整備促進、国道236号の4車線化整備など、高規格幹線道路を含む広域道路ネットワークの早期形成や機能強化等について引き続き関係機関に要請します。

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| <b>推進事業</b> | 主要幹線・広域道路整備促進事業<br>都市計画道路整備事業 |
|-------------|-------------------------------|

## 5-4-2 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策

### 【脆弱性評価】

- 本市では、20年後には整備後50年以上となる橋梁が全体（349橋）の約8割を占める見込みであるほか、道路標識や道路照明灯などの老朽化が進行しており、加えて冬季の凍上による道路の隆起やひび割れ等が発生し、豪雨等に伴う道路冠水のリスクも懸念されます。災害時には老朽化施設の崩落や倒壊等による人的被害や道路ネットワークの寸断等が懸念されることから、計画的な修繕・更新などの道路施設の老朽化対策を進めるとともに、橋梁の耐震補強を進めるほか、道路の凍上被害や冠水への対策を講じていく必要があります。

|             |   |
|-------------|---|
| <b>関連計画</b> | 帯広市橋梁長寿命化修繕計画<br>帯広市道路舗装維持修繕計画<br>門型標識等個別施設計画<br>帯広市大型カルバート長寿命化修繕計画<br>帯広市横断歩道橋長寿命化修繕計画<br>ほっかいどう道路整備プログラム（北海道）<br>北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道） |
|-------------|---|

### 【施策プログラム】

- 災害時における道路の機能不全を防止するため、北海道が定める「ほっかいどう道路整備プログラム」等により、橋梁や大型の標識、道路照明灯などの道路施設の老朽化対策、緊急輸送道路や主要幹線道路上にある橋梁の耐震補強を進めるほか、定期点検等により施設の状態を把握しながら、人的被害が生じるおそれがある施設を優先し応急対策を実施します。あわせて、舗装や排水施設の整備を進めていきます。

|             |  |
|-------------|--|
| <b>推進事業</b> | 橋梁長寿命化事業<br>道路ストック修繕事業<br>特殊舗装整備事業<br>道路照明管理事業<br>オーバーレイ事業<br>道路側溝整備事業 |
|-------------|--|

### 5-4-3 災害時における市民等の移動手段の確保

#### 【脆弱性評価】

- 公共交通事業者の収支悪化や運転手不足等、公共交通を取り巻く環境の厳しさが増す中、災害時の市民等の移動手段として公共交通が持つ輸送力を活用するため、平時から公共交通を維持確保することはもとより、公共交通事業者との連携体制を強化する必要があります。

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域公共交通計画<br>帯広市地域防災計画 |
|------|--------------------------|

#### 【施策プログラム】

- 災害時に公共交通としての機能を確保するため、公共交通事業者と連携しながら、平時からの輸送力確保、公共交通サービスの向上や利用促進施策の推進、不採算バス路線への補助などによる、地域公共交通の維持確保を図るほか、公共交通事業者との各種協定の締結や訓練等の実施により、災害時における市民の移動手段の確保を図ります。

|      |                     |
|------|---------------------|
| 推進事業 | 防災事業<br>地域公共交通活性化事業 |
|------|---------------------|

(6) 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

6-1-1 災害廃棄物等の処理

**【脆弱性評価】**

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、平成31年に「帯広市災害廃棄物処理計画」を策定しています。災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、市民周知や訓練などにより災害廃棄物対策の実効性を高めていく必要があります。

|      |              |
|------|--------------|
| 関連計画 | 帯広市災害廃棄物処理計画 |
|------|--------------|

**【施策プログラム】**

- 平時から災害廃棄物の処理の流れや分別方法について市民に周知するとともに、当該計画に基づく手順書の作成や、市職員への災害廃棄物の処理に関する訓練や研修を実施します。

|      |           |
|------|-----------|
| 推進事業 | 災害廃棄物処理事業 |
|------|-----------|

## 6-1-2 仮設住宅等の迅速な確保

### 【脆弱性評価】

- 緊急に住宅を確保する必要がある被災者に対して、国の通知に基づき市営住宅を提供しています。災害発生時の需要に対応できるよう、平時からの備えが必要です。

|      |           |
|------|-----------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画 |
|------|-----------|

### 【施策プログラム】

- 緊急的な需要に対応できるよう、市営住宅などを確保していくとともに、平時から北海道や北海道宅地建物取引業協会等との連携のもと、協定内容の確認や仮設住宅の設置場所を想定するなど、仮設住宅等の迅速な確保に向け更なる連携強化を図ります。

|      |                    |
|------|--------------------|
| 推進事業 | 防災事業<br>公営住宅管理運営事業 |
|------|--------------------|

## 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

### 6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携や担い手の確保

#### 【脆弱性評価】

- 早期の復旧・復興に向けて、平時から建設業者との連携体制の整備を進め、14件の防災協定を締結しています（令和7年3月末）。少子高齢化等による人手不足の中で、災害対応に不可欠な建設分野の技術者・技能者不足が顕在化していることから、技術者・技能者の育成・確保に向けた取り組みが必要です。

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画<br>第2期帯広市産業振興ビジョン |
|------|-----------------------------|

#### 【施策プログラム】

- 平時から建設業者との防災協定や訓練等の実施により、災害時の迅速な復旧体制を確保します。
- 災害時の復旧、復興に加え、建築物の耐震化や交通ネットワークの整備など平時から強靱化の取り組みに必要な建設業が、将来にわたってその役割を発揮できるよう、関係機関との連携により、人材の育成・確保を図ります。

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 推進事業 | 職業能力開発・向上推進事業<br>地域防災推進事業<br>防災事業 |
|------|-----------------------------------|

## 6-2-2 地域防災活動の推進と消防団の活動体制の強化

### 【脆弱性評価】

- 帯広市町内会連合会が実施する防災セミナーや防災研修会などの活動支援を行っています。災害時には、町内会や自主防災組織など地域コミュニティの活動が重要であり、「共助」の意識啓発が必要です。
- 消防団員の確保や災害に備えた資機材の整備、教育訓練の充実などにより、消防団活動の強化を図る必要があります。

|      |                      |
|------|----------------------|
| 関連計画 | 帯広市地域防災計画<br>帯広市水防計画 |
|------|----------------------|

### 【施策プログラム】

- 災害による被害を最小限に抑えるためには、住民の情報伝達などの地域コミュニティの役割が重要であることから、町内会や自主防災組織が実施する防災活動や防災リーダーの育成などの支援により、地域の自主的な防災活動を促進します。
- 企業訪問により、災害時等に活動する消防団員と企業側の相互理解を深め、消防団活動を行いやすい環境づくりを推進するとともに、消防団員の確保・育成、装備品等の充実強化を図ります。

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 推進事業 | 自主防災組織育成事業<br>消防団活動促進事業 |
|------|-------------------------|

| 指 標                           | 指標の説明                      |
|-------------------------------|----------------------------|
| 自主防災組織育成事業（自主防災組織への防災出前講座実施率） | 地域防災力向上の取組状況を測る指標として設定します。 |
| 消防団活動促進事業（消防団協力事業所累計数）        | 消防団員の確保の取組状況を測る指標として設定します。 |

## 第4章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、毎年各施策プログラムの取り組み状況を把握し、防災・減災、強靱化を推進する観点で、本市が実施する各事業の課題や方向性を確認し評価するほか、状況や実績をより定量的に把握するため、帯広市総合計画で指標を設定しているものに限らず、本計画においても補足的に指標を設定します。

なお、必要に応じて取り組み内容の改善を図り、施策を推進します。

計画期間の最終年度には、外部有識者等からの意見聴取などを通じて、これまでの取り組みを検証し、次回の計画策定に向けて施策等の検討を行います。